

一体的・体系的に推進すること
を示したものです。条例では、その
推進領域として、5つの事業を
定めています。①新規就業及び
新規就農の促進②民間賃貸住
宅の建設促進③高等学校通学
に係る費用の軽減④定住促進に
係る住環境の整備⑤その他定住
促進に寄与するものと町長が認
めるものという5つです。

定住促進による人口増に挑戦
する上で大きな拠り所となる仕
組みがスタートしましたので、平
成24年度から精力的に進めて行
きたいと考えています。」

II 教育行政執行方針

新しい教育基本法を受けて

「教育行政執行方針」は、新し
い教育基本法が義務教育におけ
る地方自治体の責任を明記した
ことから、幼児期教育の重要性
を軸に、地域ぐるみで子どもの
教育を進めるべきことに触れてい
ます。

教育基本法の改正に伴う国の
新たな教育方針を受けて、平成

24年度の教育行政執行方針は、
特にこの過去2年間意欲的に進
めて来た子育て施策を一層充実
すること、家庭・学校・地域間の
連携の強化をさらに推進するこ
とを掲げています。そして、目指
すべきは、年々厳しさを増す社会
情勢の中で子どもたちが強く生
き抜いていく力を高める教育の
充実であることを謳っています。

(1) 子育て施策の充実

- ・保育目標や重点事項等の具
体化を図るよう、保育課程や
指導計画の見直しや改善
- ・集団保育と個別配慮を両立
する保育士の細やかな加配措
置の充実
- ・幼児教育専門家の指導助言や



保育所園児と小学生の交流

他保育所等の事例研修等による
保育士の専門性と資質の向上

- ・就学前の5歳児に対する、集
団生活の決まりなどを学ぶ活
動の導入
- ・「親学講座」開設による家庭
教育と子育ての応援
- ・長期休業期間中における学習
指導の充実と社会教育事業
や体験学習への参加の促進

(2) 学校教育の充実

- ① 確かな学力、豊かな心、健やか
な体の育成
- ・町独自の学習支援員を配置
し、きめ細かな指導を実施(喜
茂別小学校)
- ・喜茂別小学校や南京極小学
校との交流学习の実施(鈴川
小学校)
- ・喜茂別剣道連盟から外部講
師を招聘し、武道の学習を実施
(喜茂別中学校)
- ・全国学力・学習状況調査の継
続実施
- ② 信頼され開かれた学校づくり
の推進
- ・教職員と保護者の相互理解の
促進
- ・学校評価の向上を目指し、3校

の学校評議員、教育委員会合同の
会議の開催

- ③ 学校安全・保健指導の推進
- ・防災教育及び安全活動の充実
- ・虫菌対策としてフッ化物洗口を
保育所から小学校に拡大実施
- ④ 特別支援教育の推進
- ・喜茂別小学校の特別支援教
育を推進するため、教育支援
員の継続的配置
- ⑤ 食育の推進
- ・栄養教諭等による各教科の食



フレッシュ大学と中学生の交流

⑥ 学校給食センターの更新

- ・学校給食センターの施設更新
(京極町に委託)について、平成
24年度は本体工事実施

(3) 社会教育の推進

- ① 学校教育をサポートする少年
教育
- ・地域住民団体等の連携・協力
により、子どもたちの自然体
験活動、各種スポーツ教室及
び交流事業を実施
- ・フレッシュ大学と子ども交流活
動の実施
- ② 家庭教育への支援

・家庭における子育てや家庭教
育に関する学習の機会提供

③ 読書のまちづくりの推進

- ・「喜茂別町子ども読書活動
推進計画」に基づく子どもた
ちの読書活動の推進と読書環
境の充実
- ・読書ボランティアによる子ども
たちへの読み聞かせ活動の計
画的実施
- ・図書室の蔵書の充実、図書室
利用と読書活動促進に向けた
広報活動の充実
- ④ スポーツ文化活動の振興と支援
- ・適度な運動をすることに重点
を置いたスポーツの振興
- ・健康づくり事業の実施と学校
施設の開放
- ・町民の文化活動への支援や、文
化芸術に触れる機会の創出

麻生教育長に聞く

▼地域の文化資源を活かす教育を
平成24年度から、中学校では
武道が必修になりますが、それは
どのような意味を持っているので
しょう。その背景などについて、麻
生教育長に聞きました。

先日、中学校で行われた剣

道の授業を取材しました。剣道
連盟の近藤勝己さんや菊地光男
さんが、生徒たちに「剣道はス
ポーツではなく、武道です。」と
おっしゃっていたのが印象に残っ
ています。この武道が必修となっ
た意味を、どのように理解したら良
いのでしょうか。

「平成18年に教育基本法が大
幅な改正を受けました。約60年
ぶりのことです。その柱は、『公共
の精神』の尊重、『伝統を継承し、
新しい文化の創造を目指す教育』
などです。この法改正を受け
て平成20年に改訂された学習指
導要領の中で、それまでは選択
科目であった『武道』が必修になっ
て、柔道、剣道、相撲の中から選
択するようになったのです。本町
では、これまでの剣道の伝統を活
かして、平成23年度から先行的に
実施しました。

武道必修の実施上の課題とし
て挙げられるのは、通常のスポー
ツと違って、指導者確保の難しさや、
施設(武道館)の有無、用具(武
具)の有無等があります。本町の
場合、これが全て備わっている訳
ですから、こんな好都合なことは

ないのです。学校の先生はなか
か教えることができませんので、
結局、地域住民の中から指導者
がでてくることとなります。剣道
の場合、既に武道館を拠点に活
動している『喜茂別剣道連盟』の
方々が指導にあたってくたさると
いうのは、学校と地域の連携を示
す事例の一つとなるでしょう。」

剣道の授業で指導にあたられ
た近藤さんの言葉、『武道である
剣道は、人間形成のための道で
す』は、教育行政執行方針や新
学習指導要領の中に掲げられた
『生きる力』と同じ響きを感じ
させます。



中学校で剣道の指導



読み聞かせの活動